

議案第11号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 養育里親における育児休業等の取得要件を緩和する必要があるので、本案を提出する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の第2条の2の規定により新たに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の条例で定める者となる児童を養育する者は、施行日前においても、育児休業、育児短時間勤務（職員の育児休業等に関する条例第8条第1号に規定する育児短時間勤務をいう。）及び部分休業の取得のために必要な手続を行うことができる。